

## Global Tax Update

### インドネシア

デロイトトーマツ税理士法人

2017年1月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### インドネシア 移転価格文書化に係る新規則の導入(2016年度財務省規定第213号:PMK-213)

##### (1) マスターファイル(MF)／ローカルファイル(LF)／国別報告書(CbCR)を含む移転価格文書に関する新規規定の発表

インドネシア財務省より移転価格文書に関連する新たな要請事項が財務省規定第213号(PMK-213)として2016年12月30日付で発行された。当規定は関連者間取引を行われているインドネシア納税者に対するMF/LF/CbCRの準備も含まれている。以前から予想されていたとおり、インドネシアでのMF/LF/CbCRに関する規定はOECDのBEPS最終報告書「BEPS行動13:他国籍企業の企業情報の文書化」の内容に一致するものとなっている。

当新規規定はBEPS行動13に基づき、文書作成について3層のアプローチを導入しており、文書の作成基準および現地語(インドネシア語)での文書作成も規定されている。また当規定には文書作成義務を負う者、記載内容、作成期日に関する詳細なガイダンスも記載されている。

当規定は主に移転価格文書に関する要請事項として発行されたものであり、既存の2010年国税総局長令第43号(PER-43。2011年国税総局長令第32号=PER-32にて改定)等の移転価格関連規定を無効にするものではない。

本ニュースレターではPMK-213の主な内容を要約し、移転価格文書作成義務を負うインドネシア納税者への要請事項に関する説明を行う。

##### (2) 準備する書類の種類

既存の移転価格税制では関連者取引を行う納税者に対し、独立企業原則に基づく移転価格文書のみを準備することが要請されていたが、当PMK-213では以下の3種類の書類の準備を要請している。

- マスターファイル(Master File:MF)
- ローカルファイル(Local File:LF)
- 国別報告書(Country-by-Country Report:CbCR)

上述の文書は現地語(インドネシア語)で準備することが要請されている。例外として、ルピア以外の通貨による記帳および英文での記帳が認められている納税者に対しては英文での準備(ただしインドネシア語訳を伴うこと)が認められている。

次頁の表にPMK-213での要請事項の要約および納税者の検討点を記載している。

要請事項	留意点								
<b>マスター ファイル(MF)およびローカル ファイル(LF) (移転価格文書)</b>									
<p><b>対象</b></p> <p>関連者間取引を行う納税者が以下の基準/条件のいずれか一つでも満たす場合には、移転価格文書の準備が要請される。</p> <table border="1" data-bbox="145 524 833 925"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度の総収入額<sup>1</sup></td> <td>500 億ルピア超</td> </tr> <tr> <td>前年度の有形資産取引額 または、 前年度のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額</td> <td>200 億ルピア超 50 億ルピア超</td> </tr> <tr> <td>インドネシアの法人税率(25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている</td> <td>基準額設定無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、納税者がグループ会社の親会社<sup>2</sup>となる場合、当期の連結ベースでの総収入が 11 兆ルピア以上の場合にも移転価格文書の準備が求められている。</p> <p>前年度の操業期間が 12 カ月を下回る場合、総収入または関連者間取引額を年額に置き換えて判断することが求められている。</p> <p>ルピア以外の通貨で記帳を行っている場合には、課税年度終了時点での財務省が定める税務用換算レートを使用してルピア換算を行い、判断することとされている。</p> <p><b>いずれの条件も満たさない納税者はこれらの書類の準備義務は負わないが、行われた関連者間取引に関しては独立企業間の原則が適用されることが当規定では明確に記載されている。</b></p>	項目	数値基準	前年度の総収入額 <sup>1</sup>	500 億ルピア超	前年度の有形資産取引額 または、 前年度のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額	200 億ルピア超 50 億ルピア超	インドネシアの法人税率(25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている	基準額設定無し	<p>当規定では既存の文書作成義務基準(同一の関連者との取引金額総額)が総収入、取引の種類、または関連者の所在国に置き換えられている。</p> <p>当規定では国内関連者間取引に関しては何も規定されていない(既存の規定ではいくつかの状況を除き、移転価格の対象とならないことが明記されている)。</p> <p>基準数値は前年度の数値を用いることとされている。例えば 2016 年度の移転価格文書の準備可否を判断する際、2015 年度の数値にて判断することとなる。</p> <p>納税者は関連者の所在国の法人税率を確認の上で移転価格文書の準備可否を判断することとなる。</p> <p>PMK-213 では総収入基準を用いることで小・中規模の納税者に対して移転価格文書作成による管理上の負担を軽減している。</p> <p>しかしながら、当規定ではより多くの取引が移転価格文書の対象となるよう範囲を拡大することを目的にしている。</p>
項目	数値基準								
前年度の総収入額 <sup>1</sup>	500 億ルピア超								
前年度の有形資産取引額 または、 前年度のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額	200 億ルピア超 50 億ルピア超								
インドネシアの法人税率(25%)よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている	基準額設定無し								
<p><b>同時性</b></p> <p>移転価格文書は関連者間取引が行われた時点でのデータ、情報に基づいて準備することとされている。</p> <p>上述のように準備されていない場合、納税者の関連者間取引は独立企業原則に沿っていないものとみなされる。</p>	<p><b>期末以降、4 カ月内に移転価格文書を準備しなければならないことに留意が必要であるとともに、その時点では比較対象取引/企業のデータの入手が困難であることにも留意が必要となる。</b></p>								
<p><b>期日</b></p> <p>移転価格文書は期末日以降 4 カ月内に準備すること、および当文書の作成日を記載したステートメント レターを添付することが要請されている。当レターには移転価格文書の提供者が署名することとされている。</p>	<p>短期間での準備が必要。比較対象物のデータの入手が困難になることにも留意が必要となる。</p>								

1 総収入は納税者の事業や主な活動により獲得された収入で、ディスカウントやリベート等の控除を行う前の金額と定義されている。

2 親会社は事業グループを直接または間接的にコントロールする立場にあり、インドネシア会計基準において連結財務諸表を作成することが求められている会社と定義されている。

要請事項	留意点
<b>マスター ファイル(MF)およびローカル ファイル(LF) (移転価格文書)</b>	
<p><b>MFには最低でも以下の項目の記載が求められる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資本関係図、各グループ会社の所在国</li> <li>■ 各グループ会社の事業活動内容</li> <li>■ グループが保有する無形資産</li> <li>■ グループ内での財務・金融活動</li> <li>■ 親会社の連結財務諸表および関連者間取引における税務上の取扱い情報(グループ会社間でAPAが締結されている等)</li> </ul> <p><b>LFには最低でも以下の項目の記載が求められる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納税者のステータスおよび事業内容</li> <li>■ 関連者間取引および第三者間取引の内容</li> <li>■ 独立企業原則の適用</li> <li>■ 納税者の財務情報</li> <li>■ 価格または利益に影響をおよぼす財務以外の出来事、発生、事実</li> </ul> <p>LFに関しては相場商品取引に関して、より詳細な情報開示が求められている。</p> <p>これらに関してはPMK-213に添付されている様式に詳細な項目が定められている。</p>	<p>MF、LFの記載項目はおおむねBEPS行動13に沿ったものとなっている。しかしながら当新规定でのLFの記載要請事項に関しては既存の規定と比較し、より広範なものとされている。納税者は既存の移転価格文書の構成等を見直し、必要な追加記載内容について検討する必要がある。</p> <p>LFではすべての重要な関連者間取引に関するアグリーメント/契約書および財務情報の開示が求められている。</p> <p>納税者が複数の事業活動を行っている場合、または機能的に異なる複数のキャラクタライゼーションを有する場合にはセグメント情報を開示することが規定されている。</p>
<p><b>開示義務</b></p> <p>納税者は、所定の様式に従ってMFおよびLFの要約を記載したものを年次法人税申告書に添付して提出することが求められている。当要約には以下の項目に関して納税者の宣言が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ MFおよびLFには最低限、要請されていること項を開示していること</li> <li>■ MFおよびLFの作成日</li> </ul>	<p>要約は既存の規定で求められている法人税申告書の添付用紙(3A/3A-1およびForms 3B/3B-1)に追加で要請されるものとなる。</p> <p>納税者は同添付フォームおよび同要約に記載した内容と移転価格文書の内容が一致するよう留意が必要となる。</p>
<p><b>移転価格文書の提出</b></p> <p>移転価格文書は要請があった場合、既存の法規定に従い一定期間内に税務当局に提出しなければならない。</p> <p>提出遅延となった場合、当該移転価格文書は考慮されないこととなる。また罰則に関しては既存の法規定に従って課されることとなる。</p>	<p>税務当局への期間内の提出がより厳格に求められている。</p> <p>PMK-213では、税務当局は納税者の法令順守確認等の為、移転価格文書の提出を要求することが可能とされている。</p>

要請事項	留意点
<b>国別報告書 (CbCR)</b>	
<p><b>対象</b></p> <p>グループ会社の親会社に該当し、当期の連結ベースでの総収入が 11 兆ルピア以上の納税者は国別報告書の作成・提出が求められる。</p> <p>親会社が外国に所在する場合、親会社の所在国における状況が以下のとき、インドネシア納税者に国別報告書の提出義務があるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国別報告書を提出が不要、または</li> <li>■ インドネシア政府との間で情報交換に関する協定が無い場合、または</li> <li>■ 上述の協定が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない場合</li> </ul>	<p>インドネシア納税者がグループ会社の親会社である場合(特にグループ会社が外国に存在する場合)にはインドネシア納税者にとっては追加の要請事項となる。</p>
<p><b>同時性</b></p> <p>国別報告書は課税年度終了時点でのデータ、情報に基づくものとされている。</p>	<p>2016 年度が最初の対象年度となる。</p>
<p><b>期日</b></p> <p>国別報告書は課税年度終了時点から 12 カ月内に準備することが求められている。</p>	<p>2016 年度の国別報告書は 2017 年 12 月 31 日までに準備しなければならない(12 月末決算の納税者の場合)</p>
<p><b>内容</b></p> <p>国別報告書は PMK-213 に添付されている書式に従って準備することが求められている。同書式は BEPS 行動 13 で定められる書式と同様で以下の情報を記載することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内外のすべてのグループ会社に関して、国・地域(法域)ごとの所得の配賦、納税額、事業内容(以下を含む): <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 国または地域名</li> <li>b. 第三者間取引および関連者間取引におけるそれぞれの総収入。ただし、支払配当とみなされる額は除く</li> <li>c. 税引前利益(損失)(営業外収入および費用も含む)</li> <li>d. 源泉、徴収、自己申告にて納付した所得税額</li> <li>e. 損益計算書にて報告されている法人税額(税効果会計による繰延税金は除く)</li> <li>f. 資本金額。恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」)は、所在国の要請により PE の資本金額を定めている場合を除いて本店の資本金額</li> <li>g. 剰余金。PE の場合は本店の剰余金</li> <li>h. 正社員数</li> <li>i. 現金および現金と同等物を除く有形資産の簿価。PE の場合は PE 所在国に存在する有形資産の簿価</li> </ol> </li> <li>2. グループ会社リストおよび国・地域(法域)ごとの主な事業活動内容(以下を含む): <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 各法域に所在する会社名</li> <li>b. 主な事業活動内容</li> </ol> </li> <li>3. 所定の書式への記載時に使用した上述の情報を含む国別報告書の作業書およびグループ会社の納税者番号。</li> </ol> <p>国税総局(DGT)からの国別報告書作成に関する実務指針の発行が期待されている。</p>	<p>国別報告書の書式は BEPS 行動 13 に沿ったものであり、多くの国でも採用されているものである。しかしながら、国別報告書の一部として、追加で作業書の提出も求められている。</p>
<p><b>提出期限</b></p> <p>最初の対象年度となる 2016 年度の国別報告書は翌年度(2017 年度)の年次法人税申告書に添付して提出することとなる。</p>	<p>上述で対象となる納税者のみに提出義務がある。</p>

### (3) おわりに

当新规定は OECD の BEPS プロジェクトに対するインドネシア国の参加が反映されており、グローバル ベースでの移転価格の統一性に寄与するものである。当新规定は納税者の移転価格文書の品質を向上し、透明性を高めることを意図したものである。マスター ファイル、ローカル ファイルに関しては、課税年度終了後 4 カ月以内という非常に短期間で準備が要請されていることから、納税者も厳格に移転価格を管理していく必要がある。当新规定で要請されている内容に対し、納税者がより積極的にマスター ファイルおよびローカル ファイルの準備に必要となる情報の確保に努めることとなる。

新规定の順守に必要な情報の入手には、納税者のみでは入手不可能な情報がある為、納税者およびグループ会社の協力と努力が必要となる。それにより、マスター ファイル、ローカル ファイル、国別報告書および関連者間開示フォームに渡って、開示する情報の整合性を高めることになる。

移転価格ポリシーをより強固なものとするため、納税者はこれを機会に既存の移転価格ポリシーについての見直し、再検討を行い、移転価格上の問題点に対してより積極的に管理することが望ましい。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 [kojisugimoto@deloitte.com](mailto:kojisugimoto@deloitte.com)  
シニアマネジャー 村山 大二 [damurayama@deloitte.com](mailto:damurayama@deloitte.com)  
シニアマネジャー 長谷川 孝明 [thasegawa@deloitte.com](mailto:thasegawa@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル 5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.